

問 1 4 事件直後と比較して、以下のような状況について、現在どのように変わりましたか。（それぞれ○は1つ）

	悪化した ↓問13へ	やや悪化した ↓問13へ	変わらない	少し回復した	回復した	おぼえていない、 わからない
1 身体的な状況	1	2	3	4	5	6
2 精神的な状況	1	2	3	4	5	6
3 経済的な状況	1	2	3	4	5	6



問 1 5 （問 1 2 で「悪化した」「やや悪化した」とお答えになった方におたずねします。）

悪化した状況について、どのようなことで悪化したとお考えですか。（それぞれ○は1つ）

	事件に関連する問題 によって悪化した	事件以外の出来事で 悪化した	わからない
1 身体的な状況	1	2	3
2 精神的な状況	1	2	3
3 経済的な状況	1	2	3

問 1 6 あなたは現在、事件によってこうむった被害から、ご自分がどのくらい回復したと感じていますか。1を「全く回復していない」、10は「もとどおり回復した」として、もっともあてはまる番号に○をつけてください。（○は1つ）

全く回復していない			半分くらい回復した				もとどおり回復した		
←									→
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

問 17 事件後、あなたまたはご家族はどのような支援を受け、どのような制度を使いましたか。そして、受けた支援や使った制度に対してどのくらい満足されましたか。以下のそれぞれの機関や団体からの支援や制度についてお答えください。

回答上の注意

- それぞれの支援・制度について、事件後に受けた支援、使った支援には「a 受けた／使った」に○をつけてください。（○はいくつでも）
- 受けた支援や使った制度については、その支援や制度に対する満足度として一番近いものに○をつけてください。（それぞれ○は1つ）

		受けた／使った (○はいくつでも)	⇒ 受けた支援／ 使った制度について	受けた支援／使った制度に対して (それぞれ○は1つ)				
				満足しなかった	あまり満足しなかった	いえない どちらとも	やや満足した	満足した
記入例	加害者に関する情報の提供	a	⇒	1	2	3	4	5
	相談・カウンセリング	a	⇒	1	2	3	4	5
警 察								
ア)	事件発生直後からの付添い(各種捜査手続における補助、自宅への送迎、家族への連絡、病院への付添い等)	a	⇒	1	2	3	4	5
イ)	「被害者の手引」による各種支援内容や刑事手続に関する情報提供	a	⇒	1	2	3	4	5
ウ)	加害者に関する情報(捜査、検挙、処分状況)の提供(被害者連絡制度)	a	⇒	1	2	3	4	5
エ)	地域警察官による被害者訪問・連絡活動	a	⇒	1	2	3	4	5
オ)	相談・カウンセリング	a	⇒	1	2	3	4	5
カ)	犯罪被害者給付制度	a	⇒	1	2	3	4	5
キ)	身辺警戒やパトロール等による身の安全の確保(再被害防止)	a	⇒	1	2	3	4	5
検察庁								
ク)	「被害者支援員」による法廷への付き添いや各種手続きの補助	a	⇒	1	2	3	4	5
ケ)	「被害者ホットライン」による相談や問い合わせ	a	⇒	1	2	3	4	5
コ)	公判期日、裁判結果等に関する情報提供(被害者等通知制度)	a	⇒	1	2	3	4	5
サ)	冒頭陳述の内容を記載した書面の交付	a	⇒	1	2	3	4	5

	受けた／使った (○はいくつでも)	⇒ 受けた 支援／ 使った 制度に ついて	受けた支援／使った制度に対して (それぞれ○は1つ)				
			満足しなかつた	あまり満足しなかつた	どちらともいえない	やや満足した	満足した
裁判制度							
シ) 刑事裁判における意見陳述等	a	⇒	1	2	3	4	5
ス) 優先的に裁判を傍聴できる制度	a	⇒	1	2	3	4	5
セ) 証人尋問でのビデオリンク・遮へい措置	a	⇒	1	2	3	4	5
ソ) 公判記録の閲覧・コピー（確定後も含む）	a	⇒	1	2	3	4	5
タ) 刑事和解制度	a	⇒	1	2	3	4	5
チ) 民事損害賠償請求制度（民事訴訟）	a	⇒	1	2	3	4	5
ツ) ADR（仲裁、調停、和解あっせん）	a	⇒	1	2	3	4	5
法テラス（民事法律扶助協会等含む）							
テ) 捜査や裁判に関する手続や制度の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
ト) 関係機関・団体の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
ナ) 被害者支援に精通している弁護士の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
ニ) 民事法律扶助（弁護士費用等の援助）	a	⇒	1	2	3	4	5
弁護士会							
ヌ) 「犯罪被害者支援窓口」における相談	a	⇒	1	2	3	4	5
地方自治体・福祉機関・医療機関							
ネ) 犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」における相談	a	⇒	1	2	3	4	5
ノ) 社会福祉制度（障害者福祉、生活保護等）	a	⇒	1	2	3	4	5
ハ) 公営住宅への優先入居	a	⇒	1	2	3	4	5
ヒ) ハローワークによる就労支援	a	⇒	1	2	3	4	5
フ) 医療保険制度（健康保険、国民健康保険等）	a	⇒	1	2	3	4	5
学校・職場							
ヘ) スクールカウンセラーや教職員による心のケア・転校などの配慮	a	⇒	1	2	3	4	5
ホ) 休暇の取得など職場における配慮	a	⇒	1	2	3	4	5
民間支援団体・被害者団体・自助グループ							
マ) 電話やFAX、面接、メール等による相談	a	⇒	1	2	3	4	5
ミ) 家事や家族の世話、育児などの支援	a	⇒	1	2	3	4	5
ム) 関係機関・団体の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
メ) 警察、病院、公判への付き添い	a	⇒	1	2	3	4	5
モ) 司法制度や行政手続の説明、手続補助	a	⇒	1	2	3	4	5
ヤ) 自助グループへの参加	a	⇒	1	2	3	4	5

◆ 犯罪被害者のための新しい支援制度についておたずねします。2008年から行われている、以下の3つの制度の説明をお読みいただいた上で、お答えください。

被害者参加制度・・・・・・・・・・・・・一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度

被害者参加人のための国選弁護制度・・・裁判所から刑事裁判への参加を許可された被害者などのうち、経済的に余裕がない方も、弁護士による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度

損害賠償命令制度・・・・・・・・・・・・・刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度

問18-1 新しい支援制度を知っていましたか。また、制度を知ったきっかけは何ですか。

回答上の注意

- それぞれの制度について、知っている制度については「a 知っている」に○をつけてください。（○はいくつでも）
- 制度を知ったきっかけについて、該当するものに○をつけてください。（○は1つ）

		制度を知っている (○はいくつでも)	⇒ 制度を知った きっかけ	制度を知ったきっかけ (○は1つ)						
				自分で見つけた	マスコミなどの報道で知った	警察から紹介された	警察以外の公的機関から紹介された	民間支援団体から紹介された	友人・知人から紹介された	その他
記入例	被害者参加制度	○a	⇒	1	②	3	4	5	6	7
ア)	被害者参加制度	a	⇒	1	2	3	4	5	6	7
イ)	被害者参加人のための国選弁護制度	a	⇒	1	2	3	4	5	6	7
ウ)	損害賠償命令制度	a	⇒	1	2	3	4	5	6	7

問18-2 新しい支援制度を利用したことがありますか。また、利用したい／利用しなかったですか。利用したくないと回答した方は、そのように考えた理由をお答えください。

回答上の注意

- それぞれの制度について、利用の有無をお答えください。（それぞれ○は1つ）
- 「利用なし」と回答した方は、今後制度を利用したいか、過去に制度があったら利用したかったかをお答えください。（それぞれ○は1つ）また、その理由について、簡潔に、差し支えない範囲でご記入ください。

		制度の 利用状況		⇒ 利用なしと回 答の方	制度の 利用意向		制度を利用したい／ 利用したかったけれど 利用していない理由 または 制度を利用したくない／ 利用しなかった理由
		利用 あり	利用 なし		利用 したい ／ 利用 した かった	利用 した くない ／ 利用 しな かった	
記入例	被害者参加制度	a	①	⇒	1	②	裁判に参加することにより、事件を思い出したくなかったから
ア)	被害者参加制度	a	b	⇒	1	2	
イ)	被害者参加人のための 国選弁護制度	a	b	⇒	1	2	
ウ)	損害賠償命令制度	a	b	⇒	1	2	